

◇落札後の手続き

1. 孺恋村へ電話連絡

(1) 入札終了後、孺恋村から最高価申込者（落札者）または次順位買受申込者となった方へ落札した売却区分番号、整理番号、孺恋村連絡先などのご案内を電子メールにて送信します。

このメールは入札終了日に送信します。入札した KSI 官公庁オークション ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」または「次順位買受申込者となりました」と表示されているにもかかわらずメールが届かない場合は、孺恋村役場税務会計課徴収係までご連絡ください。

(2) 電子メールに記載された孺恋村の連絡先に電話してください。孺恋村役場職員に売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを伝えてください。今後の手続きについて孺恋村役場職員が説明いたします。

2. 買受代金などの納付

(1) 納付していただく金額

ア. 買受代金 = 落札価額 - 公売保証金

イ. 登録免許税相当額: 税額については、買受人の方へ送信するメールにてご案内いたします。

※公売物件が消費税法上の課税財産である場合のみ落札価額に別途消費税相当額がかかります。落札した物件が課税財産であるかは公売物件詳細画面でご確認ください。

(2) 買受代金納付期限までに買受代金の納付を孺恋村が確認できることが必要です。

(3) 買受代金納付期限は、孺恋村から送信される電子メールまたは公売物件詳細画面をご覧ください。

(4) 買受代金の納付方法は次のとおりです。

ア. 孺恋村の指定する口座へ銀行振込。

イ. 現金書留による送付（金額が 50 万円以下の場合のみ）。

ウ. 郵便為替による納付。

※発行日から起算して 175 日を経過していないものに限る。

エ. 現金もしくは銀行振出の小切手を孺恋村へ直接持参。

※銀行振出の小切手は、前橋中央手形交換所管内のもので振出日から起算して 8 日を経過していないものに限る。

3. 必要書類の提出など

(1) 次の書類を嬭恋村へ提出してください。

必要書類の提出先は、入札期間終了後に嬭恋村が送信する電子メールでご確認ください。

ア. 嬭恋村が買受人へ送信した電子メールを印刷したもの

イ. 住所証明書

・買受人が個人の場合は本人の住民票、印鑑証明など本人の住所地を証する書面

※本人の住所地とは、申込時に登録していただいた住所地です。

・買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など

ウ. 所有権移転登記請求書

・「所有権移転登記請求書」をダウンロードし内容を記入、捺印してください。

エ. 所有権移転登記を行う際に必要となる郵送料（1,000円程度）

オ. 権利移転の許可書または届出受理書（公売財産が農地を含む場合）

カ. 登録免許税領収証書（原本）または登録免許税相当額の収入印紙

※共同入札の場合は、上記ア～カの書類に加え、共有合意書が必要となります。

・「共有合意書」をダウンロードし必要事項を記入の上、共同入札者全員の署名及び実印を押印してください。

・持分割合は、入札前に提出した「共同入札者持分内訳書」と同じものを記載してください。

(2) 必要書類は、書留郵便などによる郵便（郵送料は買受人の負担となります）、または嬭恋村役場税務課分室に直接持参してください。なお、買受人本人が嬭恋村役場へ来庁する場合は本人確認のため次の書類をお持ちください。

ア. 買受人の方が個人の場合、運転免許証など写真付き身分証明書

イ. 法人の場合は、法人の商業登記簿謄本などと代表者の方の運転免許証などの写真付き身分証明書が必要となります。

4. 権利移転登記の嘱託

☆嬭恋村は、物件の権利移転のみを行い、実際の引渡義務を負いません。

☆公売財産にかかる買受代金の全額を納付したときに、買受人に危険負担が移転します。

（農地等を除く）

(1) 嬭恋村は、代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類をもって権利移転の手続き（所有権移転登記等の嘱託）を行います。

(2) 売却決定後（入札終了日の7日後）、農地等を除き買受人が公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類をもって権利移転の手続き（所有権移転登記等の嘱託）を行います。

(3) 嬭恋村は、買受代金の納付が確認された後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。

※「売却決定通知書」の正本は所有権移転登記等の登記の際に必要となりますので、嬭恋村でいったんお預かりすることがあります。お預かりした「売却決定通知書」は登記完了後にお返しします。

(4) 詳細は、落札後にいただく電話等で説明します。(次順位買受申込者の方には、落札者(最高価申込者)の方の買受代金納付期限日までにご連絡して説明します)

(5) 権利移転の登記手続き完了までは、入札期間終了日から1ヶ月半程度の期間を要します。

5. 代理人が落札後の手続きを行う場合

買受人本人が買受代金の納付等の手続きができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。代理人がそれらの手続きを行う場合、以下の書類を嬭恋村へ提出してください。

ア. 委任状

イ. 買受人本人の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限ります)

ウ. 代理人の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限ります)

エ. 代理人が嬭恋村へ来庁する場合は、代理人の運転免許証など本人確認書面等(本人の写真が添付されている書面)

※買受人が法人でその法人の従業員の方が買受代金の納付等を行う場合も、その従業員の方が代理人となり、委任状が必要となります。

※詳しい手順については、嬭恋村インターネット公売ガイドラインをご覧ください。

■問い合わせ先

〒377-1692

群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110

電話番号: 0279-96-0514 (直通) 電話受付時間: 平日9時から17時

ファックス: 0279-96-0516 (代表)